

2001年2月27日

国際協力銀行・ガイドラインに関する勉強会

上村英明（市民外交センター）

社会開発と人権としての先住民族の権利

1. 国連における人権と植民地主義に関する規定

人権...人間が人間としての尊厳を守るための最低の規準...「国際的関心事」

植民地主義...人民には自己決定権があり、これは人権の基礎のひとつを構成する

2. 先住民族の権利...1980年代から「マイノリティの権利」と明確に区分して議論

植民地問題の解決...ヨーロッパの宗主国による植民地主義、アジア・アフリカの新興諸国による植民地主義...権利を保護するための法体系、社会制度、政治システムが存在しない.....国際社会の圧力および国際法による救済

人権としての国際規準の策定

(1)「国際人権主要六条約」.....監視機構をもった主要国際人権条約

締約国の遵守状況を監視...日本政府はすべて批准済み

- ・国際人権規約・自由権規約
- ・人種差別撤廃条約
- ・子どもの権利条約
- ・国際人権規約・社会権規約

(2)国連専門機関

- ・ILO/第169号条約（日本：未批准）
- ・UNESCO
- ・WIPO
- ・WHO

(3)その他の条約機関

- ・ラムサール条約
- ・生物多様性条約

3. 法的視点

独自の慣習法が存在する...固有の権利が存在する

「公共の福祉」は、先住民族の権利に優越しない